



東京税理士会日本橋支部会報

第158号

令和2年1月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURLhttp://www.nihonbashi-tax.jp/

発行人 支部長 坂下 眞一郎

編集人 広報部長 増田 和弘

印刷 (株) 税 経



東京税理士会野球大会 5 連覇!!

謹賀新年

本年もよろしくお願いたします

東京税理士会

支部長 坂下 眞一郎

副支部長 井上 眞一

青木 久直

高橋美津子

土田 一夫

竹田 修

結城 昌史

渡辺 英樹

総務部長

研修部長

広報部長

厚生部長

組織部長

経理部長

綱紀監察部長

税務支援対策部長

法対策委員長

情報システム委員長

租税教育推進委員長

増田 和弘

江間 政芳

野本 徳治

岩川由美子

佐藤 宗石

澤城 教典

小山 栄一

湯本 康弘

小原 正寛

令和2年元旦

監事

吉田 邦彦

味水 律夫

東京税理士会

理事

安田 信彦

濱川 久子

梅田 文江

森 一郎

大澤 昭人

目次

・ 支部長挨拶	坂下 眞一郎	2	・ 5 連覇に寄せて	三田 裕也	11
・ 日本橋税務署長挨拶	堀江 知洋	3	・ 税の中学生の作文		13
・ 研究論文	北島 亜紀	4	・ 各部だより		15
・ 随筆	中澤 剛	8	・ 支部会員異動のお知らせ		21
・ 日本橋風土記	緑川 光	9			



新年のご挨拶

さかした しん いち ろう
支部長 坂下眞一郎

新年あけましておめでとうございます。

令和2年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。本年の干支は庚子(かのえね)。前の庚子は1960年、池田内閣が所得倍增計画を発表し日本経済が新時代を迎えた年でした。本年はどのような展開となるのでしょうか。

昨年は皆様のご協力により、すべての支部行事を無事に終了することができました。ご担当いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。その中で、いくつかご報告いたします。

昨年の9月3日に、税理士登録が5名以上の税理士法人と大手税理士事務所16事務所にご案内を出し、支部との連絡協議会を初めて開催し、10名のご参加をいただきました。

昨年、日本橋支部は第一ブロックの当番支部として、研修会、協議会を開きました。なかでも最大のイベントがブロック別連絡協議会でした。10月16日にロイヤルパークホテルで西村会長、勝俣組織部長はじめ多数の東京税理士会担当役員をお迎えして開催。引地会員を第一ブロック協議会担当委員長として、「税理士の魅力」について各支部へのアンケートの作成など、全体の取り纏めをしていただきました。第一部のパネルディスカッションには結城総務部長、公認会計士荒巻会員、弁護士中澤会員が参加、司会是高橋副支部長、小原租税教育委員長にお願いし、座長の私の代わりに青木副支部長、増田広報部長が日本橋支部の意見を述べました。協議会実行委員会の皆様、そして、第一ブロック各支部長、参加者の方々に改めて御礼申し上げます。

11月の支部長会において、東京税理士会の「選挙制度に関する検討について」の中間報告があり、本年12月の選挙から電子投票になるかもしれないとの説明がありました。第一ブロック各支部長からは電子投票について時期尚早との反対意見が多く聞かれました。

11月19日には、麴町支部、神田支部などから、女性会員の意見交換会、懇親会に日本橋支部も招かれ、女性役員7名が参加しました。麴町支部、神田支部は女性会員の女性部会が盛んです。以前は日本橋も女子部会がありましたが現在は活動していません。女性会員が意見や要望を気軽に発言できる女子部会を創設し、他支部との協議会開催も検討していくと思います。

11月25日には、当番支部長として最後の行事である東京国税局との協議会で「個人事業主に対する法人番号に類する番号の付与について」の発言を致しました。

重点施策である社会貢献事業においては各種の無料相談会、小中学校における租税教育を実施し、ご担当の先生方には大変なご尽力をいただきました。お蔭で良い事業運営ができました。

厚生活動面では、野球部が東京税理士会野球大会で優勝いたしました。私の支部長就任後、第124回大会から第128回まで負けなしの5連覇、通算11回目の優勝です。私の任期中あと3回の大会も期待したいと思います。

カラオケ部では34回目の発表会が10月19日にパセラリゾーツ上野公園前店にて行われ、出演者は20名でした。応援の皆様ありがとうございました。

このほかの厚生活動としてテニス部、ゴルフ部、ボーリング部、アウトドア部、囲碁、観劇会があります。会員の皆様いずれかの活動にぜひともご参加をお願いしたいと思います。

研修部は研修時間年36時間受講のため、研修会を月一度以上開催しました。30年度の達成率は東京税理士会の平均達成率59%に対し、我が支部は、64%を記録し大きく上回りました。研修部の皆様、又研修会に参加して頂いた皆様ありがとうございます、令和1年度から日税連のホームページで各人の受講時間が公表されていますので、引き続き1名でも多くの会員が36時間受講を達成できるようにご協力をお願い致します。

さて、所得税確定申告のID・パスワード方式(ID・PWは事前に税務署で発行)が昨年から始まりました。スマホからも個人の確定申告ができるようになり若い世代に好評です。更なる利用拡大を関与先の従業員等にご案内ください。

昨年から消費税が8%から10%となり、新8%による軽減税率が実施されています。支部としては消費税研修会を開催し対応してまいりますが、申告での混乱が危惧されます。税理士政治連盟は引き続き軽減税率廃止の要望をしています。多難が予想される本年ですが、今後とも支部活動へのご協力をお願い致します。

会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



令和最初の正月を迎えて

日本橋税務署長 ほり え のり ひろ 堀江知洋

令和最初の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

坂下支部長をはじめ東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、平素から各種無料相談や租税教室への講師派遣など様々な分野でご協力いただいております。誌面をお借りして、改めて厚くお礼申し上げます。

早いもので、日本橋税務署に着任し半年が過ぎました。その間、日本橋地域の様々な活動に参加させていただく機会にも恵まれ、その折々で「日本橋」という歴史と伝統のある街を肌で感じさせていただきました。

さて、国税庁は創設から昨年70周年を迎えました。その間、税務行政を取り巻く環境は大きく変化しており、特に近年、経済社会のICT化・グローバル化には目覚ましいものがあります。こうした変化の激しい時代に、引き続きその使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

国税庁では、その使命を引き続き果たすため平成29年6月には、概ね10年後をイメージした指針として、「税務行政の将来像」を公表し、その実現に向けて業務改革やインフラ整備に本格的に着手するなどさまざまな取組を行っており、毎年6月にその取組状況を発表しております。

具体的には、e-TaxなどICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の普及・充実に取り組んでいます。特に、e-Taxにつきましては、申告データ等の円滑な提出のため環境整備を進めております。また、スマートフォン等専用画面を利用したe-Taxの利用可能手続きの拡大を推進しています。

また、適正・公平な課税・徴収の実現へ向けて大口・悪質事案には、納税者の権利・利益の保護を図りつつ、組織的に厳正に対処しております。

署としましても、納税者サービスの充実に対しては積極的な周知・広報を行うとともに、申告水

準の維持・向上のため、税務コンプライアンスを充実させる取組を推進し大口・悪質な事案には厳正に対処してまいりますので、引き続きご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、書面添付制度について申し上げます。書面添付制度は税理士の皆様方に付与された権利の一つでもあり、税務行政の一層の円滑化等を図ることが期待されております。当該制度の普及・定着を図っていくため、税務署におきましては、引き続き添付書面を申告審理や準備調査等に活用するとともに、添付書面の記載内容に関して積極的に意見聴取を実施してまいりますので、会員の皆様方には、書面添付を実践していただきますようお願いいたします。

年も改まり、間もなく令和元年分の所得税、復興特別所得税及び消費税確定申告の時期を迎えます。日本橋税務署におきましては、確定申告期間中、昨年と同様に麹町署、神田署、京橋署、江東西署、江東東署との6署合同で、中央区築地の東京国税局に申告書作成会場を開設することとしております。

本年は、例年数多くの納税者が利用される2月上旬の「所得税の無料申告相談」に加え、築地合同会場の消費税軽減税率コーナーへの相談員派遣や3月下旬の消費税の軽減税率制度に特化した「消費税の無料相談」を実施していただくこととなり、ご担当いただく会員の皆様にはご負担をお掛けしますが、何卒よろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、新年における東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



認定医療法人制度を活用した「持分なし」医療法人への移行について

きた しま あ き
北 島 亜 紀



はじめに

平成29年10月1日、改正後の認定医療法人制度が3年間の時限措置として施行された。令和元年12月12日に公表された令和2年度税制改正大綱によると、医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限（現行の制度での期限は令和2年9月30日）は3年延長されるとのことである。

令和元年10月31日現在、厚生労働省への認定申請件数は438件（病院等を開設する医療法人294件、診療所を開設する医療法人144件）で、既に292件が認定済み（病院等を開設する医療法人208件、診療所を開設する医療法人84件）となっている。3年間で1,000件以上（持分なし医療法人への移行計画に関する認定審査における審査等補助業務委託に係る仕様書より）の移行を見込んでいた目論見どおりにはいかないまでも、申請件数は増加傾向にあるようである。

1 4つの認定要件

現行の制度の改正前の認定医療法人制度は平成26年10月1日に施行された。その際、医療法上の認定要件は、「社員総会において（持分なしへの移行が）決議されていること」、「移行計画の有効性及び適切性に疑義がないこと」、「移行計画に記載された移行期限が3年以内であること」の3点であった。この3要件は、持分を有する社員全員が持分放棄に同意さえすれば達成可能な内容である。ところが、「社員全員の財産放棄」というハードルをクリアしても、次に「課税」というハードルが待ち受けていた。具体的には、定款変更して「持分なし」へ移行した際の医療法人に対する「みなし贈与課税（相法66④）」の問題である。

課税問題をクリアするためには、認定を受けた医療法人は社会医療法人・特定医療法人並みの要件を満たす必要があり、特に「役員等に占める同

族親族割合3分の1以下」や「5疾病5事業を行っていること」といった要件はハードルとしてとても高いものと認識されていた。そこで、認定医療法人制度を活用しやすくして、持分なしへの移行を促進するため、改正に際し4つ目の要件として「運営に関する要件」を加えて移行時の非課税措置が手当てされた。この措置は、税制上画期的なことであった。運営に関する要件は8要件あり、クリアすれば定款変更時の医療法人に対する「みなし贈与課税」が非課税とされるため「非課税8要件」と呼ぶことができる。ただし、持分なしへの定款変更の認可時点から6年間（贈与税課税の時効まで）は経過観察がされ、8要件を満たさなければその時点で贈与税が課税される（7頁図）。

2 運営に関する要件、その実務上の留意点

「運営に関する要件（非課税8要件）」で、実務上留意する主な点は次のとおりである。

(1) 法人関係者、株式会社に特別利益を与えないこと

施設の利用に関しては、規程の整備と利用料金の妥当性が問われる。貸付金に関しても奨学金制度などの規程の整備は必須であり、運用の公平性も問われる。理事長など特定の者に対する貸付金等がある場合には、認定申請時までに返済が必要である。規程が有り、認定利息を計上していても医療法上は許容されないからである。MS法人や役員から病院用建物などの借用がある場合には、賃貸借契約書の整備と賃料の妥当性を証明できる鑑定評価書などの準備を要する。借入金も金銭消費貸借契約書の整備は勿論、支払利息の利率の適正性が問われる（理事長からの借入金などは、利率ゼロで可）。業務に従事している関係者等がいる場合、給与規程の整備や働きに合った妥当な給与設定が必要となる。MS法人との業務委託契約は、契約書と

ともに、対価の妥当性を証明できるエビデンスを要する。取引対価等の条件の決定にあたり他の法人との比較（相見積の取得など）を行う等、取引内容に合理性があることの証明を取引毎に確認しておくことが必要となる。いずれも医療法の「剰余金の配当禁止（医療法54）」の視点で取引をチェックすることが必要である。

(2) 役員報酬等の支給基準を定めていること、遊休財産の制限

役員報酬規程や役員退職給与規程は必要となる。整備されていない場合には、認定申請時までに整備をし、規程に沿った報酬を支給することが求められる。定期同額給与などの税法規定との整合性をとり、納税が増加することを防ぐことも必要となる。役員報酬の相場は、「別添様式4」の記載例に例示が示されており参考となる。高額な報酬は引下げて認定申請することになるが、その際は、勤務実態に応じた報酬区分、報酬額の算定方法等、規程の見直しを行い、所要の修正を検討する必要がある。経営状況が優良な医療法人であれば、役員報酬の引下げにより、内部留保が多額となって遊休財産の制限に抵触する可能性がでてくる。遊休財産は事業費用を超えないことという制限がある。持分なしへ移行の後、認定が失効するまでの6年間は、例えば計画的な設備投資計画をプランニングして効果的な設備投資を行うとともに、減価償却引当特定預金勘定や特定事業準備資金勘定を活用した会計処理をして、内部留保とのバランスをとることも検討に値する。

(3) 社会保険診療収入等が全収入金額の80%超であること

社会保険診療収入等が全収入金額の80%超であることという要件に関しては、毎月の数値のモニタリングを欠かさず行い、会計年度末時点では80%を超えられるようにすることが必要である。また、社会保険診療収入等の範囲は、税法上の範囲より広く設定されている。社会保険診療収入等に該当する収入の範囲を正確に把握し、日頃の会計処理を行う必要がある。

(4) 法令違反等の事実がないこと

病院を開設する医療法人で、医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合は法令違

反となる。たとえば、医療監視で看護師や薬剤師などについて、法定人数に満たないような場合にはこれに該当する懸念があるので注意する必要がある。地域によっては資格者が慢性的に不足しており、いくら募集をしても定数を満たせない場合がある。これにより、認定申請手続きがとん挫したり、認定取り消しとなれば、事態は深刻である。

(5) 税理士がアドバイスする際の注意点

認定申請に際し、税理士が税務上の視点（税務調査での否認の有無）から「特別利益を与えないこと」や「役員報酬等の支給基準」についてアドバイスをすると、認定申請時の医療法上の視点（剰余金の配当禁止）と齟齬をきたす場合がある。あくまでも医療法上の視点で取引を精査することが求められる。

3 「持分なし」への移行の際の留意点

持分を有する出資者の特定は「出資者名簿」で行うことになるが、出資者の特定は医療法人の責任で行い、出資者を特定したほうがよい。また、医療法人が計画認定を受けて「持分なし」へ移行する場合には、定款変更を2回行うことになる。1回目は「認定医療法人」である旨の変更であり、2回目は「持分なしへの移行」の定款変更となる。持分なしへの移行を非課税で行うためには1回目の定款変更を省略することはできない。また、持分なしへの移行に際しては、「出資持分の放棄申出書（附則様式第7）」の書面を用いることが必須となる。持分なしへの移行後、贈与税の非課税申告書を期限内に提出するが、納税額がなくとも必ず期限内申告をしなければならない。

4 移行後の留意点

既に認定医療法人となり、それを活用して「持分なし」への定款変更を済ませた医療法人もある。この移行済みの医療法人において、理事長はじめ医療法人の関係者が、「手続き済み」と安心して気が緩んでしまうことは怖いことである。「持分なし」への移行の定款変更認可日から6年間は非課税8要件をクリアし続けなければならない、要件をクリアできなかったときは、みなし贈与課税がされてしまう。

認定取り消しの場合の贈与税課税

- ・認定医療法人が、その非課税とされた贈与税の期限内申告書の提出期限から、認定医療法人が新医療法人（持分なし医療法人）への移行をした日から起算して6年を経過する日までの間に、認定が取り消された場合には、その認定医療法人を個人とみなして経済的利益にみなし贈与税を課する（措法70の7の14②）。
- ・この場合には、厚生労働大臣認定が取り消された日の翌日から2月以内に、適用を受けた年分の贈与税について修正申告書を提出し、かつ、その期限内に修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない（措法70の7の14②）。
- ・取り消された日の翌日から2月以内に提出された修正申告書は、国税通則法第20条（修正申告の効力）を入れることが適用される場合を除き、期限内申告書とみなす（措法70の7の14④）。
- ・修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、その修正申告書に記載すべきであった贈与税額等について、国税通則法第24条（更正）又は第26条（再更正）の規定による更正を行う（措法70の7の14③）。

贈与税の計算

認定医療法人の納付すべき贈与税額は、その放棄により受けた経済的利益について、その放棄をした者の異なるごとに、その放棄をした者の各人のみから経済的利益を受けたものとみなして算出した場合の贈与税額の合計額とされる（措令40の8の14①）。

定款変更の認可日はゴールではなく6年間のカウントダウンのスタートである。そのことをしっかり認識して法人運営にあたらなければならない。

5 おわりに

認定申請において、特別利益の供与や役員報酬基準のように、認定申請前に調整して要件をクリアできるものは直前対応でも間に合うと思われる。しかし、MS法人との取引を見直しする場合や遊休財産の制限、社会保険診療等の収入割合要件のように認定日の属する会計年度の直前期末の決算数字を用いるものについては、申請にあたり決算数字をまとめた段階で、要件を満たしていなかったことに気づくといったことも珍しくない。顧問税理士として、クライアントである医療法人に対して認定医療法人への移行をサポートする場合には、この制度が事前準備に時間を要することを念頭に置いて、早めの問題把握とそれに対する改善のアドバイスを行い、要件整備に向けたアクションを起こすことが大切である。

また、実務上は、持分を多く有する社員の突然の訃報を起因として認定医療法人制度の活用を希望され、相談を受けるケースもある。この場合は、相続税の申告期限までに認定を得る必要がある。

8要件クリアには諸条件を整備するための時間が必要である。

実務対応にあたっては、認定審査にも時間がかかることから、移行計画の認定を検討している法人においては申請の準備は早めに進めることが肝要である。

6 関連情報について（参考）

令和元年度の厚生労働省委託事業として、「医療法人に関する制度等についてのセミナー」が、全国各地で開催されている。ここでは持分なし医療法人への移行（認定医療法人制度）の税制上の特例措置や認定要件についての説明を無料で受けることができる。

都内での1月開催は2回（1月8日、1月31日）予定されている。実際の申込は厚生労働省委託事業 受託運営会社 株式会社メディシュアランス（電話：06-6232-8182）まで。

○医療法人に関する制度等についてのセミナー
<https://medisurance.jp/seminar/>



認定医療法人の4要件と運営に関する8要件

29年9月までの認定医療法人制度は、
大臣認定基準 **(3要件)** を満たし⇒ 認定医療法人となった後⇒持分なし医療法人移行時に税務上の非課税基準を満たしているか
否かで、医療法人に対する“みなし贈与”の適用有無を判定。

29年10月以降の認定医療法人制度は、
従来の大臣認定基準に加えて4つ目として運営に関する要件を満たし⇒認定医療法人の申請時点で医療法人に対するみなし贈与
の適用を受けない『**非課税8要件**』をクリアし、持分なしへの
移行後6年間その状態を維持する必要がある。

要件	運営に関する要件（非課税8要件）	遊休財産額が事業費用を超えないこと
1 社員総会における決議がなされていること 2 移行計画の有効性及び適切性に疑義がないこと 3 移行計画に記載された移行期限が3年以内 4 運営に関する要件	(1) 法人関係者に特別利益を与えないこと (2) 役員報酬等の支給基準を定めていること (3) 株式会社等に特別利益を与えないこと (4) 期末の遊休財産額が事業費用の額を超えないこと (5) 法令違反等の事実がないこと (6) 社会保険診療収入等が全収入金額の80%超であること (7) 自費患者への請求金額が社会保険診療報酬と同一基準であること (8) 診療収入が直接必要な経費の150%の範囲内であること	$(4)-1 \quad (4)-2$ $\text{遊休財産額} \leq \text{事業費用の額であること}$ (4)-1 遊休財産額とは 総資産からイ・ロを控除した残額 × 純資産 資産の総額 イ 医療法人の病院等の業務の用に供する資産 ロ 医療法42条（附帯業務）の用に供する財産 ハ イ・ロに掲げる業務を行うために保有される財産 （現に使用されていなくとも、将来使用されることが見込まれる財産として建設仮勘定等を含む） ニ イ・ロに掲げる業務を行うための財産の取得または改良に充てるために保有する資金（減価償却引当特定預金）で、一定要件を満たすもの ホ 将来の特定事業（定款に定められた事業に限る）の実施のために特別に支出する費用（引当金・こを除く）に充てるために保有する資金（特定事業準備金）で一定要件を満たすもの (4)-2 事業費用とは 損益計算書の本来業務の事業費用の額をいう。

随筆



同好会活動は 良い事づくめ！

なかざわ こう
中澤 剛

【自己紹介】

はじめましての方もいらっしゃると思いますので、簡単に自己紹介をさせていただきます。昨年11月に税理士登録をしました中澤剛（なかざわごう）と申します。本業は弁護士をしております、日本橋茅場町に独立して今年で7年目になります。業務としては、労働問題のご相談や、取引先がお金を払ってくれない等のトラブルに対応する債権回収のご相談、そして相続関係のご相談が多いです。弁護士業務をお医者さんで例えますと、裁判は手術のようなものです。私は手術（裁判）も好きですが、しかし、予防法務、つまり手術をしないように日ごろの生活習慣の改善や定期健診をする方に力点を置いています。税務申告業務はまだ一度もしたことがありません。

税理士登録をした理由は、3つありまして、1つは、会社経営者からのご相談が多く、その中で税務の問題のご相談も多いので気軽に聞ける関係を作るには税理士先生と繋がりが欲しいと考えたこと。もう一つは、相続関係の案件も多いので、相続税についての提携する税理士さんも欲しいという思い。相続税申告の勉強をして、申告もできないか、と考えた（相続税申告は登録後結局断念）。3つ目は、弁護士の専門性の確立と言う意味で、ゆくゆくは、税務訴訟をやりたいという思いもありました。

【同好会活動等】

私の税理士としての活動（？）といえば、日本橋支部のアウトドア同好会、テニス同好会、そして税理士雑談室で税理士の先生方と一緒に親睦を深める活動のみです（笑）。

具体的には、アウトドア部の定期練習の皇居ラ

ン、テニス同好会の毎月1回のテニス、そして毎月1回の税理士雑談室などに参加させて頂いています。

アウトドア部の定期練習の皇居ランは、毎月第3木曜日に、神田駅近くの稲荷湯という銭湯のそばで着替えて集合し、1周約5kmの皇居ランのコースを各自1周又は2周して、銭湯又はシャワーを浴びた後、皆でビールで乾杯…、という流れです。皇居ランは、老若男女や国籍を問わず様々な人がランニングを楽しんでおり、都内名所の景色・景観の楽しむことができ、健康にもよく、良い事づくめです。多くの先生方と一緒に走れるのを楽しみにしております（多くの先生方のご参加をお待ちしています。）2019年11月2日には、息子と一緒にアウトドア部の皆様と一緒に高尾山登山をしたり、11月24日にはアウトドア部有志と一緒に人生初めてのハーフマラソンにチャレンジしたりと、スポーツを楽しんでいます。

テニス同好会は、毎月1回の練習です。私はテニス未経験でしたが、メルカリで中古ラケットを購入して、月1度のテニスを楽しんでいます。場所は高輪プリンスホテルのテニスコートという高級な場所を利用しています。ベテランのプロコーチの方がご指導してくださり、初心者にも丁寧に基本を教えてくださいます。近時、テニス同好会は対外試合で勝利し、意気が上がっております。私は参加できていないのですが、定期練習以外の自主練習をされている先生もいらっしゃいます。きっと強くなると感じています。こちらも、楽しく汗を流せるので、ストレス発散で業務にも好影響と感じています（多くの先生方のご参加をお待ちしています。）。

税理士雑談室では、税理士の先生方が、案件処理で悩んだことや疑問に思ったことを持ち寄る会です。私は、税務は全くわからないまま税理士登録してしまったので、内容の7、8割は全くわかりません（汗。感じることは、若手の先生からベテランの先生まで、税理士の先生方の勉強熱心さです。プロとしての矜持を感じて頼もしさを感じています。また、ある事案を税務的に検討されて

いると、弁護士として法的に分析するのとは全く違う角度から議論がなされており、毎回思考法の違い、着眼点の違いにはハッとさせられます。同じ事案を税務的にも見ないと、弁護過誤となって足元を掬われてしまいますので、今後も税理士の先生方には色々ご指導頂ければと思っています。

【最後に】

以上のような次第でして、税理士の先生方に親切にして頂き、お陰様で楽しく税理士ライフ(?)を送っています。死ぬまでに1度は他人様の案件で税務申告をしたいと思っておりますが（今までしたことがあるのは自分の決算申告のみ。それすらも今は他の税理士先生にお願いしている状態で

す）、弁護士の本業や法律判例の勉強に精一杯で、なかなか余裕がありません。

私としては、いつかその日が来ましたら、日本橋支部の先生の皆様と共同受任する等させて頂いて、なんとかご指導を仰ぎつつできればと思っていますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします！貸し借りの心のバランスシートとでもいまいしょうか、質問頂いて何か貢献できたと思えると、その分こちらからの質問もしやすくなりますので（笑）、法的なことでしたら、基本的に無料で回答しますので、お気軽にお聞きください！

今後ともどうぞよろしくお願いいたします！

連載

日本橋風土記（東日本橋・八重洲）

第3回

広報部 H・M

前回、冠の無い地域ということで、東日本橋と八重洲を紹介しましたところ、日本橋も冠がないというご指摘をうけ、慌てて今回とり上げることとしました。

日本橋1丁目～3丁目は、北は日本橋川、南は都道408号八重洲宝町線（八重洲通り）に接する地域で、名所・史跡としては複合商業施設のCOREDO日本橋（日本橋一丁目三井ビルディング）、本館が重要文化財に指定された高島屋日本橋店、日本における郵便発祥の地の日本橋郵便局、風の博物館（たいめいけんビル内）、江戸秤座（はかりざ）跡などのほか、著名な企業や老舗の本社ビルなどがあります。

お江戸日本橋 七つ立ち 初のぼり
行列そろえて あれわいさのさ
コチャ高輪 夜明けて 提灯消す
（コチャエー コチャエー）

この「お江戸日本橋」は、東海道五十三次の道中を歌詞に歌い込んだ東京日本橋における民謡で、起点・日本橋を出発して小田原、箱根、沼津、浜松、岡崎、亀山、草津、そして京都・三条大橋まで124里8丁、およそ500kmに渡る東海道中の地名・名所が次々と登場します。



「お江戸日本橋」の原曲・ルーツは、江戸幕府の第11代征夷大将軍・徳川家斉（いえなり）、第12代将軍・徳川家慶（いえよし）の時代までさかのぼり、天保期の当時流行っていた俗謡「はねだ節」が、やがて“コチャエ、コチャエ”の囃子詞（はやしことば）を伴った「コチャエ節」となり、さらに

東海道五十三次の替え歌が作られ、現在の「お江戸日本橋」が誕生したと言われています。

「お江戸日本橋」の冒頭の歌詞にある「七つ立ち」とは、「暁7つ」、すなわち午前4時前後の時間帯をさし、さらに「夜明けの提灯消す」とあり、まだ夜が明けない暗闇の中、提灯を持って出発していることが分かります。

『日本橋（橋梁）』は、東京都中央区の日本橋川に架かる国道の橋で、江戸幕府が開かれた1603年（慶長3年）に初めて建造され、何度か架け替えられ、石造りの現在の橋梁は1911年（明治44年、19代目）に完成し、1999年に国の重要文化財になりました。和洋折衷のデザインが特徴で、映画「麒麟の像」で有名になった麒麟像を含め「橋（8×4）＝32個」の像が配置されています。

日本橋の名の由来については、江戸時代の『府内備考』で「此の橋江戸の中央にして諸国よりの行程もここより定められる故、日本橋の名あり」との記載からと思われます。橋柱の銘板にある「日本橋」の揮毫は徳川慶喜（よしのぶ）のものです。戦前の道路法では、各市町村に道路の始点となる道路元標（どうろげんびょう）の設置を義務付けしており、その場所は概して市役所や県庁などとされていましたが、首都たる東京市は江戸時代を踏襲して日本橋を道路元標としました。1911年（明治44年）に現在の日本橋が架け替えられたときに、橋の中央に「東京市道路元標」が設置され、1972年（昭和47年）の道路改修が行われた際に日本橋の北西側の袂（たもと＝現在の日本橋室町1-1）に移設され、その撤去跡に「日本国道路元標」が埋め込まれました。

「日本橋」の姿が激変してしまったのが、1963年（昭和38年）に翌年の東京オリンピックのため、橋の上に覆いかぶさるように建設された首都高速道路でした。2006年（平成18年）に奥田日本経団連会長らによる有識者会議の「日本橋川に空を取り戻す会」が、首都高速道路を地下に移設して周辺を親水公園などに造り変えるという再開発構想をまとめましたが、2020年（今年7月）に開催される東京オリンピックには間に合わないこととなりました。

その他、いろいろと書きたいのですが、紙面の都合上、郵便発祥の地とCOREDO日本橋について簡単に紹介します。

まず、江戸橋の南、昭和通り沿いで江戸橋に向かって右手にある日本橋郵便局（日本橋1-18-1）が郵便発祥の地として知られています。ここには、「日本近代郵便の父」として知られる前島密（まえじまひそか）のブロンズ製胸像と記念石碑が一体化した形で南西側通用口横に、銘板は北側利用者入口の壁にあります。

庁舎は、江戸幕府の魚類御用屋敷をほとんど改修することなく、郵便事業向けに造られたわけでもない庁舎を、1873年（明治6年）12月になってようやく駅通寮庁舎の大規模改築に着手し、翌年4月に完成を見ました。木造瓦葺き漆喰仕上げ2階建ての擬洋風建築で、ファブルブランド舶来製の壁掛け時計を掲げた時計塔の時報も真新しく、バルコニーのある白く美しい建築物であったことから、文明開化のシンボルとして注目を集め、錦絵や浮世絵名所に数多く描かれ、夜にライトアップされるなど、東京名所の一つに数えられるまでになりました。しかし、1888年（明治21年）2月の火事によって庁舎は焼失し、わずか14年で姿を消してしまいました。そうして実物は失われてしまったものの、人気を背景に多くの絵師が盛んに描き留めたことはこの建築物にとって幸運で、忘れられることなく日本国における近代郵便事業を象徴する記念碑的存在として、今なお、何度も各種のデザインに取り入れられてきました。

また、COREDO日本橋は、1999年に閉店した東急百貨店のルーツの日本橋店（旧白木屋本店）跡地の再開発事業として三井不動産と東急不動産により2004年（平成16年）に総事業費900億円で竣工、同年3月30日にオープンしました。永代通りと中央通りが交わる日本橋交差点に位置し、東京メトロ日本橋駅とも地下で直結しています。日本橋エリアでは2000年代に入ってから初めての大規模な再開発により竣工した物件で、当地の新しいランドマーク的な存在となっており、5階には本来商業的区画ですが、早稲田大学日本橋キャンパスとして利用されています。「コレド」とは、「CORE（中心・核）＋EDO（江戸）」、つまり「江戸の中心」という意味の造語とされています。

1973年（昭和48年）、住居表示の実施により、「日本橋通」（1丁目～3丁目）と「日本橋江戸橋」（1丁目～3丁目）の2町を合併して、現在の日本橋となりました。



東京税理士会野球大会 5連覇達成への軌跡

野球部 サンタユウヤ
三田裕也

第128回東京税理士会野球大会において日本橋支部野球部は見事優勝し、5連覇を達成することができました。これも野球部を支えてくださる皆さまのおかげです。今大会も温かいご声援、本当にありがとうございました。

東京税理士会野球大会は春秋の年2回開催されるイベントです。日本橋支部野球部は4連覇を目指した第123回大会において、麻布支部に敗れてから、チーム一丸となって努力を重ねて来ました。第127回大会で4連覇を達成し、5連覇のかかった今大会は「圧倒的な勝利」をチームスローガンに掲げ、シーズンオフの時期でも早朝のキャッチボールやバッティング、守備練習など、継続して練習を行ってきました。選手は『勝ちたい』『強くありたい』という気持ちがあるのはもちろんですが、全力で目標に向かって努力を継続したからこそ、勝利へのより強い気持ちを持つことができ、なにより野球を心から楽しんでやることが出来たと感じております。

そんな想いで臨んだ第128回大会を振り返りたいと思います。

1回戦の対戦相手は品川支部。1年前の第126回大会では、終盤で同点に追いつかれ敗北の危機



を感じたチームとの再戦でした。幸先よく初回到1点を挙げたあとは相手に1点も与えることなく、ノーエラーで相手の攻撃をしのぎ、結果5対0で勝利。続く2回戦の荒川支部も守備陣が安定した守りをみせ、1回戦に続きノーエラー、10対0で勝利し、大会1日目を終了しました。

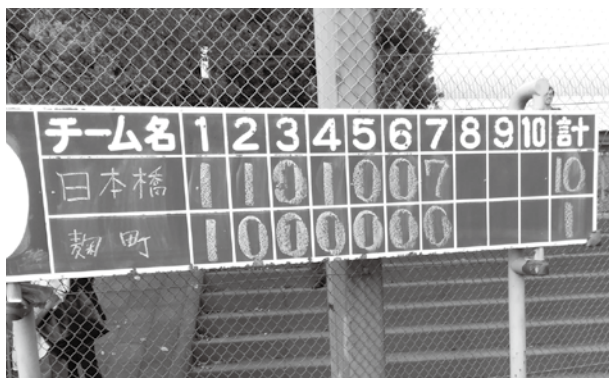
大会2日目の対戦相手は芝支部。2回戦でシード支部に勝利してきているので侮れません。序盤



は相手投手を攻めあぐねましたが、守備からリズムが生まれ、終盤には打線につながり10対0で勝利しました。ここまでの3試合でエラーはひとつありませんでした。

順調な勝ち上がりをみせてきましたが、続く準々決勝の渋谷支部戦が今大会の最大の山場となりました。初回到2点を奪ったものの、渋谷支部の好投手を打ち崩すことができず、ここまでノーエラーだった守備陣が崩れたこともあり、終盤で1点差というロースコアゲームとなりました。最後はエース山重大二郎選手が粘りの投球で失点を1点に抑え、2対1で勝利し、2日目を終了しました。

大会3日目は2日目の接戦の反省もあり、チーム全員が再度5連覇達成へ気合いを入れ直した1日となりました。準決勝の対戦相手は荻窪支部。打線は毎回得点、守備はノーエラーと常に試合を優位に進め、16対2で勝利しました。



チーム名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
日本橋	1	1	0	1	0	0	7				10
麹町	1	0	0	0	0	0	0				1



決勝戦の対戦相手は麹町支部。6回まで3対1と何が起こるか分からない試合展開でしたが、準決勝に続き守備陣がノーエラーとリズムを作り、最終回到7点をあげ、10対1で勝利しました。

なお、今大会は最優秀選手賞・首位打者を私、三田裕也、優秀投手賞を山重大二郎投手が受賞し、第128回の支部対抗野球大会は閉幕しました。

来春は6連覇を目指して頑張っていきます。

優勝旗、優勝カップは支部事務局に飾ってあるので、是非、皆様も見に来てください。

税界放談

いよいよ2020オリンピックイヤーが始まりました。4年に1度のスポーツの祭典が私たちに与えてくれる感動は計り知れないものだと思います。2013年9月「トウキョー」という決定の声と、JOC役員が歓喜する姿は今も鮮明に焼き付いています。

ただどチヨット待てよ。誘致段階でのコンセプトは「コンパクト五輪」でしたよね。立候補ファイナルをチラ見すると「大都会の中心でかつてないほどのコンパクトな大会を開催し……」？ まさか札幌でマラソンとは。その原因となった猛暑については「7月25日から8月9日までの……この時期の天候は晴れる日が多く、且つ温暖であるため、アスリートが最高の状態でパフォーマンスを発揮できる理想的な気候……」??マジか！ 出来るだけ既存の施設を利用して予算7、300億円だったはずが、いつのまにか3兆円越えとか。終了後も施設の維持運営に多額の費用が。だけど世界最高峰のパフォーマンスが東京で見られるのは楽しみです。

(S・I)



「中学生の税についての作文表彰式」

毎年、11月に行われる「納税表彰式」は、第一部は日本橋税務署主催による「日本橋税務署長納税表彰式」、第二部は日本橋納税貯蓄組合連合会主催による「中学生の税についての作文表彰式」、第三部は日本橋間税会主催による「税の標語の優秀作品披露」となっています。

その中で、中学生の「税についての作文」に関しては、租税教育の一環として毎年「東京税理士

会日本橋支部長賞」を贈呈しています。昨年もたくさんの応募作品の中から、坂下支部長と租税教育推進委員会の小原委員長により、1作品を選ばせていただきましたので、会報「にほんばし」にて披露させていただきます。

また、その他の入賞作品は次頁のとおりです(次頁参照、敬称略)。



東京税理士会日本橋支部長賞

中央区立日本橋中学校 一年 石井 龍之介

税はなぜ必要なのか

「あ、百円しか持ってきてない。」

以前、僕は百円ショップへ行ったが、消費税の分を家に忘れ、何も買えなかったことがあった。当時の自分は「税」なんてない方がいいのではないかと思っていた。だが、あるふとしたきっかけで、次のような言葉を見つけてからはそうは思わなくなった。

「税は気持ちよく払え。」

これは、福沢諭吉の「学問のすゝめ」という本の中にある言葉だ。「政府は国民のための政策をしようとしても、そのお金が無いと何もできない。そこで、税金という形で国民から資金を集め、それをもとにして全てを行うのだ。税金だけで身の安全を確保してくれるのであれば、安い買い物ではないか。」という意味だそう。たしかに、政府が必要な資金を集めるために「税」があれば、税金があるのは仕方ないことだと思う。

では、税金はどのようなことに使われているのだろうか。調べてみることにした。

一つ目は信号や道路、橋などの維持・管理。二つ目は警官や先生、大臣など公務員の給料。三つ目は僕たち子どもの教育費……。このように全て書くつもりでいたが多すぎるので省略する。つまり、税金の使い道というのは数えきれないほど

たくさんあるのだ。また、一部の使い道だけを見ても、僕たちが毎日のように目にしている重要なものばかりであった。僕たちは今、税金のおかげでここにいるのだ。

では、税がなくなってしまったらどうなるのか。このようなことが、「おじいさんの赤いつぼ」という本にのっている。「税がなくなって、学校が有料になり、学校に行けなくなった。泥棒に物を盗まれたが、警官を呼ぶのが有料になり、通報すらできない。ごみ収集車が来ないので他の家の前にゴミを捨てる。」—普段の僕たちの暮らしとは明らかに違う。また、調べてみたところ、先ほどのことに加えて公園が有料になる、救急車を一回呼ぶのに五万円近くかかる……。などなど、やはり僕たちの生活になくてはならないものが欠けている。税がないと、このような生活になってしまうのだ。

日本は今、高齢化の対策など、様々なことに税金を使っていて、年々借金が増えているという。社会保障が大変な中、僕は税金から出ている教育費で勉強させてもらっている。自分は未来の日本を担う人になると教科書に書いてあった。未来を担う人の一人として、まずは今、勉強を集中してやっていきたい。そして、税をよりよく使える、そんな日本をつくっていける大人になりたい。

🌸「中学生の税についての作文表彰式」各受賞者🌸

- ・東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞
増渕 右之 開智日本橋学園中学校 3年
「税でつながる明るい未来」
- ・東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞
井上 深香 中央区立日本橋中学校 2年
「未来の担い手としてすべきこと」
- ・日本橋税務署長賞
高崎 杏珠 開智日本橋学園中学校 3年
「増税を考える」
土田 全 中央区立日本橋中学校 1年
「影のスーパーヒーロー」
- ・東京都中央都税事務所長賞
中村 帆希 開智日本橋学園中学校 3年
「夢へ向かって！」
- ・中央区長賞
武田 久留美 中央区立日本橋中学校 3年
「私は税金に助けられています」
岡本 采千 開智日本橋学園中学校 1年
「未来の子ども達に私が出来る事」

- ・日本橋納税貯蓄組合連合会 会長賞
熊谷 奈津季 中央区立日本橋中学校 2年
「豊かな心を育む税金」
小嶋 麗央 開智日本橋学園中学校 1年
「意外と身近な税金」
江藤 さくら 中央区立日本橋中学校 3年
「日本の将来と税金の大切さ」
- ・日本橋納税貯蓄組合連合会 優秀賞
佐々木 莉帆 中央区立日本橋中学校 1年
「税の幸せ」
大森 胡花 中央区立日本橋中学校 3年
「日本のよりよい未来を作るために」
文字 惟跡 中央区立日本橋中学校 3年
「救急車、乗るには五万円。」

年々、税に対する関心が高くなっており、どの作品もすばらしいものです。

なお、掲載に際してご協力いただきました、日本橋税務署山本課長補佐には、この場を借りして感謝申し上げます。

広報部長 増田 和弘

表紙の写真について

今号の表紙の写真は、昨年9月19日に行われた「東京税理士会第128回支部対抗野球大会」で5連覇を達成した時の写真です。野球大会は毎年春と秋の2回行われますが、48支部すべてが参加するため、税理士会厚生活動一番のイベントとして毎回かなりの盛り上がりを見せます。各支部は野球経験者を擁して、緊張感がある試合が多く、勝ち上がるのは中々大変です。そんな中で優勝、それも5連覇を達成したことは厳しい戦いを勝ち抜いてきた勲章と言えると思います。

野球大会の記録としては、杉並支部の14連覇に次ぐのが日本橋支部の5連覇です。通算優勝回数は1位が杉並支部の16回、2位が四谷支部の14回、3位が日本橋支部の12回です。連覇記録については、まだ麓が見えてきた程度だと思いますが、黄金期を迎えた今の日本橋支部野球部にとって、通算優勝回数の記録を破るのは時間の問題でしょう。これからも支部会員の皆様、ぜひ応援よろしくお願いします。

野球部の奮闘に刺激を受けて他の部も活発に活動していけば、益々支部の会員同士の親睦が図れることでしょう。

(広報部長 増田 和弘)

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

令和元年7月23日(火)

I 審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の募集方法
2. 役員選挙管理委員の推薦の件
3. モア・グリーン税理士の森基金推進委員推薦の件
4. 八団体合同役員会の件
5. その他

II 報告事項

1. 令和元年度東京税理士協同組合支所役員選任の件
2. 登録調査(6/7)の件
3. 日本橋税務懇話会(6/10)の件
4. 東京税理士会定期総会(6/17)の件
5. 京橋支部会定期総会(6/19)の件
6. 定期総会、懇親会(6/25)の件
7. 関係団体定期総会の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和元年9月13日(金)

I 審議事項

1. 日本橋税務署並びに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の策定の件
2. 新入会員説明会開催日時及び運営方法に関する件
3. 団体総合保障制度費用保険の件
4. その他

II 報告事項

1. 日本橋支部準会員取扱細則改正の件
2. 令和元年度税務功労者都税事務所長感謝状贈呈候補者推薦の件
3. 八団体合同役員会(7/30)の件
4. 日本橋税務懇話会(8/1)の件
5. 税理士法人との協議会(9/3)の件

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和元年10月23日(水)

I 審議事項

1. 支部役員補欠選挙の件
2. 日本橋支部準会員取扱細則改正の件

II 報告事項

1. 署との拡大定例連絡会(9/19)の件
2. 税の作文審査会(9/24)の件
3. 署との定例連絡協議会(10/3)の件
4. 登録調査(10/10)の件
5. 中央都税事務所との連絡協議会(10/11)の件
6. 第一ブロック支部連絡協議会(10/16)の件
7. 税を考える週間諸行事に関する件
8. 令和2年度各種無料相談担当者募集の件
9. その他

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

令和元年11月14日(木)

I 審議事項

1. 支部会費滞納者に関する会則処分の件
2. 新年賀詞交歓会(令和2年1月15日(水))の件
3. 観劇会の件

II 報告事項

1. 支部役員補欠選挙の件
2. 忘年会(12月13日(金))の件
3. 事務局年末年始休業の件
4. その他

III 各部報告、委員会報告、理事会報告 以上

(総務部長 結城昌史)

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《実施した研修会と今後の予定》

日 時：令和元年8月5日(月)18:00～20:30

テーマ：「空き家を譲渡した際の特例(措置法35条3項)について～制度の注意点、具体的事例を用いた実践的研究～」

講 師：税理士 石井 力 氏

会 場：日本橋支部会議室

※ DVD 研修

日 時：令和元年8月6日(火) 13:30～16:30
 テーマ：「都税事務所の担当官が教えてくれる地方税の間違いやすい留意点～法人事業税、都民税、事業所税、償却資産税～」

講師：中央都税事務所担当官

会場：AP東京八重洲通り11F

※ 京橋支部ジョイント研修会

日 時：令和元年8月21日(水) 13:30～16:00
 テーマ：「任意後見と民事信託について」

講師：丸の内公証役場公証人 大野重國 氏

会場：銀座ブロッサム中央会館

※ 第一ブロック合同研修②

日 時：令和元年8月28日(水)

① 10:00～12:00

② 13:00～15:30

テーマ：① 小規模宅地等の相続税の特例について(前半)

～平成31年度改正と個人の特例事業用資産の納税猶予及び配偶者居住権の評価を中心に～(第21回会員研修会)

② 小規模宅地等の相続税の特例について(後半)

～平成31年度改正と個人の特例事業用資産の納税猶予及び配偶者居住権の評価を中心に～(第22回会員研修会)

講師：税理士 赤坂 光則 氏

会場：日本橋支部会議室

※ ライブ配信研修会

日 時：令和元年9月12日(木) 14:00～17:00
 テーマ：「相談事例に基づく地方税の実務Q & A」

講師：税理士 山口 一雄 氏

会場：綿商会館6階

日 時：令和元年9月24日(火) 18:00～20:30
 テーマ：「認定支援機関として知っておきたい経営支援のポイント」

講師：東京税理士会中小企業対策部委員
 谷田 俊之 氏

会場：日本橋支部会議室

日 時：令和元年10月3日(水) 14:45～16:50
 テーマ：「所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項」

講師：日本橋税務署 担当官

会場：東実健保会館 6階ホール

日 時：令和元年10月25日(金) 14:00～17:00

テーマ：「アジア地域における課税問題（特に、移転価格課税の観点から）」

講師：税理士 三塚 一彦 氏

会場：T-CAT ホール

※ 京橋支部ジョイント研修会

日 時：令和元年11月1日(金) 13:00～16:00
 テーマ：「年末調整説明会」

講師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会場：東京証券会館

日 時：令和元年11月21日(木) 15:30～17:30
 テーマ：「最近の消費税改正事項と実務の留意点」

講師：税理士 中田ちず子 氏

会場：綿商会館6階

日 時：令和元年12月6日(金) 18:00～20:30
 テーマ：「生前贈与の戦略的提案～贈与の各種特例と適用場面を実務的に検証～」

講師：税理士 木下 勇人 氏

会場：日本橋支部会議室

日 時：令和2年1月15日(水) 15:30～17:00
 テーマ：「オリンピックイヤーにメダリストを迎えて～選手として指導者としての組織論～」

講師：元五輪代表野球選手(日本生命)

杉浦 正則 氏

NHK 元エグゼクティブアナウンサー

(現在フリーアナウンサー) 工藤 三郎 氏

会場：ロイヤルパークホテル2F東雲の間

日 時：令和2年1月23日(金) 18:00～20:00
 テーマ：「令和元年分確定申告における留意点」

講師：税理士 大畑 智宏 氏

会場：日本橋支部会議室

※ マルチメディア研修

日 時：令和2年2月14日(金) 13:30～16:00
 テーマ：「平成31年分確定申告にあたっての留意事項」

講師：日本橋税務署担当官

会場：日本橋公会堂ホール

《実施した雑談室の報告と今後の予定》

日 時：令和元年8月9日(金) 17:30～19:30
 会場：日本橋支部会議室

日 時：令和元年9月13日(金) 17:30～19:30
 会場：日本橋支部会議室

日 時：令和元年10月10日(木) 17:30～19:30
 会場：日本橋支部会議室

日 時：令和元年11月15日(金) 17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室
 日 時：令和元年12月12日(木) 17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：令和2年1月10日(金) 17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：令和2年2月7日(金) 17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 日 時：令和2年3月19日(木) 17:30～19:30
 会 場：日本橋支部会議室
 (研修部長 渡辺英樹)

〔厚生部〕

〈野球部〉

令和元年7月から令和元年11月までの野球部の活動に関してご報告致します。

令和元年9月の第128回支部対抗野球大会にて、通算12回目の優勝、さらに杉並支部に次ぐ念願の春秋5連覇を達成することができました。これはひとえに、多くの皆様の応援のお陰であります。

皆様、本当にありがとうございました。

11月までの活動状況は以下の通りです。

7月3日	第一ブロックリーグ	
	VS麻布支部	9－8 勝
	第一ブロックリーグ	
	VS麹町支部	6－3 勝
7月23日	練習試合	
	VS渋谷支部	9－2 勝
8月1日	第一ブロックリーグ	
	VS芝支部	11－4 勝
8月20日	練習試合	
	VS上野支部	5－2 勝
9月5日	秋季大会1回戦	
	VS品川支部	5－0 勝
	秋季大会2回戦	
	VS荒川支部	10－0 勝
9月12日	秋季大会3回戦	
	VS芝支部	10－0 勝
	秋季大会準々決勝	
	VS渋谷支部	2－1 勝
9月19日	秋季大会準決勝	
	VS荻窪支部	16－2 勝
	秋季大会決勝戦	
	VS麹町支部	10－1 勝

10月15日	第一ブロックリーグ	
	VS京橋支部	4－0 勝
10月15日	第一ブロックリーグ	
	VS神田支部	9－1 勝

この結果に満足することなく、6連覇を目指して、精一杯頑張っております。

今後とも野球部へのご理解とご協力をお願い致します。
 (野球部 青柳 聡)

〈囲碁部〉

10月17日(木)に支部会議室において秋季支部大会を開催し、7名の参加で次のとおりの結果となりました。

優 勝	池上 悦次	四段	3勝1敗
準優勝	鈴木 久衛	四段	3勝1敗
第1位	竹田 修	二段	2勝2敗

11月14日(木)には、白江8段によるプロ指導を開催しました。

1月18日(土)には、京橋支部との親善大会を日本橋支部会議室で開催予定です。

11月の広報でお知らせしましたが、従来木曜日に実施しておりました月例会につきましては、参加者の減少が続くとともに、毎回参加していただいていた先生が体調不良のため今後欠席予定となることから、残念ながら中止とさせていただきます。

支部によっては、土曜日で開催しているところもあるようですが、日本橋支部の場合はなかなか土曜日の開催は難しいようです。

支部大会やプロ指導は曜日を特定しないで従来同様の開催を計画しています。

(囲碁部 花山三郎)

〈歌舞音曲部〉

通称カラオケ部は毎月第2火曜日の夕方6時よりカテリーナで例会を開催しております。

場所は甘酒横丁通りで人形町から明治座に向かって歩き、日清紡ビルの手前の道を左に曲がり15メートル歩いた駐車場の奥のビルで、カテリーナの看板があり1階がラーメン家の2階です、ストレス発散……共に楽しく唄いましょう。

場 所 カテリーナ 人形町2－29－3

(スマホでも検索できます。)

電 話 03－3639－5678

月例会費 2,000円

日本全国のおいしいお酒とまい泉のカツサンド

とおつまみ等を囲みながら楽しい2時間過ごしておりますので、ぜひ皆様のご参加をお待ちしております。

2019年の第34回発表会

10月19日(土)

会 場 パセラリゾーツグレースバリ上野公園

出演者 20名

会場参加者数 85名

ゲスト出演 歌手 多摩幸子

大変盛り上がりました、これも皆様のご支援のおかげです、第35回記念すべき令和2年の発表会も楽しみにしております、今年もよろしくご支援くださいますようお願い申し上げます。支部の先生方、共に明るく、楽しくストレスを一緒に発散しましょう。ご入会お待ちしております。

月例会の参加者名簿

令和元年7月9日(火) 10人

8月6日(火) 13人

9月10日(火) 13人

10月8日(火) 17人

11月12日(火) 11人

12月10日(火) 13人 忘年会

月例会の予定

1月21日(火)、2月12日(水)、3月18日(水)

ご入会手続きや、わからないことや、例会出席等は支部事務局にご連絡お願い致します。

(カラオケ部長 若狭茂雄)

〈テニス部〉

テニス部は毎月1回、高輪プリンステニスセンターで約2時間の練習を行っています。コーチがついて前半1時間は基礎レッスン、後半1時間はレベルに合わせての実戦形式で、終わった後のビールが美味しい！(しかも参加費は1回1,000円)部員は約15名、レベルもさまざまです。2019年は久しぶりに東京税理士会の大会に出場し、記念すべき1勝をあげました。テニスは生涯スポーツで、町のコートを見かければ老若男女が楽しそうに打ち合っています。学生時代にテニス経験のある方、テニス経験がなくても日ごろの運動不足を感じている方、ぜひご参加お待ちしております。

部の活動

実施日	内 容(会場)	参加人数
8月5日	練習会(高輪テニスセンター)	4人
9月10日	練習会(高輪テニスセンター)	7人

10月1日	練習会(高輪テニスセンター)	8人
10月4日	東京会テニス大会 (昭和の森テニスセンター)	4人
10月29日	練習会(木場公園)	4人
11月5日	練習会(高輪テニスセンター)	9人
12月3日	練習会(木場公園)	3人

(テニス部長 塩谷 満)

〈アウトドア部〉

7月以降のアウトドア部の活動報告を致します。主な活動は、ランニングと登山&トレッキングです。ランニングは毎月1回第3木曜日に皇居ランニング練習会を行っており、マラソン大会にも随時参加しております。また、登山やトレッキングも行います。

7月18日(木) 皇居ランニング練習会を行いました。参加者は6名。終了後、神田でビールを堪能しました。

9月19日(木) 皇居ランニング練習会を行いました。参加者は最多の14名。秋になりマラソンシーズンに備えて、みなさんそれぞれの目標に向かって始動しました。練習後は神田で美味しいビールを飲みました。

9月29日(日) 日本陸上競技連盟の公認で、全国で一番過酷な大会(完走率80.2%、通常の大大会は平均完走率91.87%)の「榛名湖マラソン大会」に三ヶ尻、増田の2名が参加。メロディラインという壁のように感じる急坂を5回も上るコースを、三ヶ尻4時間45分48秒で、増田5時間6分3秒で見事完走しました。終了後は伊香保温泉の日帰り温泉で汗を流しました。

10月17日(木) 皇居ランニング練習会。参加者は7名。涼しくなってきたランニング練習にも身が入ってきました。練習後はいつものように神田でビールを堪能。

10月22日(火) 即位礼正殿の儀で祝日、「柏の葉キャンパスマラソンフェスタ2019」に参加しました。フルマラソンリレーに日本橋支部アウトドア部はA、B、Cの3チームで参加。全部で43チームがエントリーした中、Cチームは3時間39分27秒で30位、Bチームは3時間45分11秒で33位、Aチームは3時間57分54秒で39位と、すべてのチームが「サブ4」で見事完走しました。終了後は、スパー銭湯で汗を流して英気を養いました。

11月2日(土)「高尾山登山」を行いました。参

加者は15名。京王線の高尾山口で下車し、お子さん連れや足にあまり自信のない方、のんびりと出店を楽しみたい方はケーブルカーやリフトを利用して、健脚チームは麓から山頂までの稲荷山コースを登りました。台風19号の影響で一部通行止めがありましたが、天気にも恵まれ紅葉シーズン前だったからか混雑もなく、老若男女参加者全員楽しむことができました。下山後は、高尾山口駅に隣接している「京王高尾山温泉極楽湯」で汗を流して、ビールを楽しみました。

11月19日(火)「日税サービス主催の駅伝大会」に参加しました。この大会は、東京税理士会だけでなく、関東信越税理士会も参加して21チームで行われました。日本橋支部はA、B、Cの3チームでエントリー、Bチームは1時間22分19秒で14位、Aチームは1時間26分44秒で18位と見事完走。Cチームは人数が集まらずに棄権となりました。駅伝終了後、新木場駅近くの居酒屋で日税グループや各支部との懇親を深めました。

11月21日(木) 皇居ランニング練習会。参加人数は5名。練習後、神田のデングスカン料理店でラム・マトン肉を楽しみました。

11月30日(土) 板橋区の河川敷マラソン大会に藤村、渡邊、増田が参加。藤村10km、増田30kmを完走。女性の渡邊がハーフマラソンに初挑戦ながら、2時間3分54秒の好タイムで見事完走。終了後は、赤羽の千ペロで疲れを癒しました。

アウトドア部では部員を募集しています。毎月第3木曜日の皇居ランニング練習会の他、登山、ハイキング、トレッキングなども予定しています。興味のある方はぜひご参加ください。

今後の予定

- ・毎月第3木曜日の皇居ランニング練習会
- ・1月11日(土) 第46回市原高滝湖マラソン大会
- ・3月の確定申告後のリレーマラソン大会
- ・登山やトレッキングを計画

(アウトドア部 増田和弘)
(厚生部長 江間政芳)

〔綱紀監察部〕

1 次の会議が開催されました。

(1) 署と支部との綱紀監察連絡協議会

日 時 令和元年8月29日(木)
午前10時～午前11時

場 所 日本橋支部事務局

出席者 日本橋税務署より黒田総務課長、山本総務課長補佐

東京国税局より本田税理士専門官
支部より佐藤、三塚、山下

議 題 にせ税理士の実態及びその予防対策等
(2) 東京税理士会綱紀委員・監察委員全体会議

日 時 令和元年9月6日(金)
午後2時～4時30分

場 所 東京税理士会館 2階 大会議室

出席者 会長以下本会役員、全支部の綱紀委員、監察委員

東京国税局より税理士監理官、総務課長補佐、税理士専門官、税理士係長
支部より佐藤、三塚、山下

議 題 1 税理士の品位保持等について
2 にせ税理士の調査及び処理方針について
3 その他

(3) 令和元年度綱紀監察合同会議

日 時 令和元年12月16日(月)
午後2時～午後4時30分

場 所 東京税理士会館 2階 大会議室

出席者 会長以下本会役員、全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長

東京国税局より税理士監理官ほか8名、48税務署総務課長補佐
支部より佐藤、三塚

議 題 1 綱紀部からの報告
2 業務侵害監察部からの報告
3 東京国税局の方針
4 東京国税局からの報告
5 支部からの提言等

2 「税理士証票」及び「会員章(バッジ)」の所持確認(平成30年度から令和2年度に係る令和元年度分)を実施しました。

日 時 令和元年11月18日(月)
午前10時～午後4時

場 所 日本橋支部会議室

対象人員 230名 実施会員 97名

3 「東京国税局からのお知らせ」を掲載いたします。

会員の皆様におかれましては、税理士法はもとより、関連する法令、会則、規則等を遵守し、よ

り一層の品位保持に努められますようお願い申し上げます。
(綱紀監察部長 佐藤 宗石)

〔税務支援対策部〕

担当の先生方の協力を得て、次の無料相談や説明会を実施した。

《法人会での無料相談》

○日本橋法人会からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
9月11日(水)	法人会事務局	津村 玲
9月25日(水)	〃	石田 俊也
10月9日(水)	〃	増田 和弘
10月23日(水)	〃	伊藤 孝
11月13日(水)	〃	高山 和子
11月27日(水)	〃	中常 友裕
12月11日(水)	〃	土田 美子

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
8月9日(金)	中小企業相談センター	猪股 正明
8月30日(金)	〃	湯本 康弘
9月20日(金)	〃	遠藤 範子
10月11日(金)	〃	平川 彰
11月5日(火)	〃	古賀 裕明
11月26日(火)	〃	市川 多余
12月17日(火)	〃	徳山 和美

《商工会議所中央支部での窓口専門相談》

○商工会議所中央支部からの依頼分

実施日	会場	担当税理士
8月13日(火)	中央支部	佐藤 嘉光
10月8日(火)	〃	佐野 典子
12月10日(火)	〃	石田 俊也

《支部無料相談》

毎月第二水曜日支部事務局にて実施

実施日	会場	担当税理士
9月11日(水)		市川 多余
10月9日(水)		山崎 健
11月13日(水)		小用 丈晴
12月11日(水)		栗原 真平

《相続税無料相談》

毎月第二木曜日支部事務局にて実施

実施日	会場	担当税理士
9月12日(木)		佐野 典子
10月10日(木)		山口 佳彦
11月14日(木)		三ヶ尻忠敬
12月12日(木)		梶山 清児

《税を考える週間行事としての無料相談》

11月8日(金) 11:30~12:30

・街頭キャンペーン(コレド日本橋・東京建物日本橋前)

澤城 教典、温井 徳子

11月11日(月)

・日本橋三越地下出入口前にて実施

10:00~13:30

岩川由美子、高山 秀三、津村 玲

渡邊こすぎ、山崎 健

13:00~16:00

三ヶ尻忠敬、緑川 光、増田 和弘

前澤左斗子、中常 友裕

・日本橋プラザにて実施

11:30~12:30

川口 真理、小用 丈晴

11月12日(火)

・街頭キャンペーン(コレド室町テラス前)

11:30~12:30

澤城 教典、徳田 和浩

《記帳指導最終回》

実施日 会場 担当税理士

12月5日(木) 日本橋青色申告会 石橋 将年

12月6日(金) 〃 〃

《記帳指導最終回 軽減税率》

実施日 会場 担当税理士

12月17日(火) 日本橋青色申告会 川口 真理

(税務支援対策部長 澤城教典)

〔法対策委員会〕

1 令和元年9月3日(火) 東京税理士会館にて各支部法対策委員会中心の、日税連神津会長による「次期税理士法改正に関する答申」に関する勉強会が開催され出席しました。

2 上記答申に関する意見として、東京税理士会制度部及び調査研究部より課題検討について、インターネット上で行うアンケートへの回答依頼があり、法対策委員会として回答しました。

・統一課題 日税連「次期税理士法改正に関する答申」に関する意見について

・任意課題1 消費税率の引上げに伴う実務に関する意見について

・任意課題2 令和3年度税制及び税務行政の改正に関する意見について

・任意課題3 その他関連事項

3 今後の予定として、日税連・東京会による制度税制改正案の動向を注視し、必要な時期に支部法対策委員会を開催いたします。

(法対策委員長 小山 栄一)

〔租税教育推進委員会〕

12月12日に中央区立阪本小学校において6年生1クラスを対象に租税教室を行いました。

阪本小学校は熊本藩主細川家の下屋敷があったといわれる場所に明治6年5月7日に創立した歴史のある学校です。



今回は日税連の2019年版小学生用参加型テキストをベースにメイン講師と補助講師のペアで授業を行いました。

授業のテーマは税の意義・役割、税から考える社会の仕組みとし税金を集めるゲームを交えながら進行を行いました。児童一人当たりの教育費の額や税の種類についての税金クイズでは、じゃんけんゲームを取り入れ、児童が積極的に参加をしてもらうよう工夫を施しました。

税金を集めるゲームではクラスを3班に分けて、



それぞれの班の所持金を2,500万円・500万円・7,000万円とし、その所持金の中からクラス全体で3,000万円をどのように集めたらいいか、ディスカッション形式で検討をしてもらいました。その結果を班長に発表してもらい、聞くだけではなく児童自身が考える授業にしています。

授業時間が45分となっており、時間的な制約があり検討時間が十分ではない中でも、児童はしっかりと意見をまとめていました。

租税教室の講師として教壇に立つためには、東京会が実施している租税教育講師養成研修を受講して、租税教育講師名簿に登録をしていただく必要があります。税理士がこれからの日本を担う若者に対して租税教育を行うことは、税に対する正しい判断力と健全な納税者意識を育むのに大きな意義があります。

まずは、会員の皆様に租税教育講師養成研修を受講していただければと思います。

令和2年度の研修日程は決定次第、また会報誌にてご案内を致します。

(租税教育推進委員長 小原 正寛)

支部会員異動のお知らせ

令和元年7月1日～
令和元年11月30日

〈入会〉

7月1日 タカ ハシ ゲン キ
高橋 元 記 〒103-0001
日本橋小伝馬町16-19
渡林日本橋ビル7階
税理士毛塚宏事務所
電話 3662-6123

7月5日 イノ ウエ イッ セイ
井 上 一 生 〒103-0027
日本橋2-3-21

八重洲セントラルビル7階
税理士法人さくら税務
日本橋支店
電話 4405-0046

7月24日 フジ モト ユウ キ
藤 本 勇 輝 〒103-0022
日本橋室町3-4-7
ビューリック日本橋室町
ビル10階

7月24日	オオ ハシ アキ テル 大 箸 章 照	税理士法人チェスター	9月7日	ヤマ ダ テツ ヤ 山 田 哲 也	電話 050-1191-7921
		電話 6869-5040			〒103-0022
7月24日	シゲ ノ ミチ コ 繁 野 径 子	日本橋茅場町2-3-6	9月18日	ヘビグチ ユ キ オ 蛇口由紀夫	日本橋室町3-3-1
		宗和税理士法人			れいわ税理士法人
7月24日	シゲ ノ ミチ コ 繁 野 径 子	電話 3669-8085	9月24日	トク ナガ シン ヤ 徳 永 晋 也	電話 3231-1936
		電話 103-0027			〒103-0026
8月22日	コ ジマケン タ ロウ 小嶋健太郎	日本橋2-1-17	9月24日	トク ナガ シン ヤ 徳 永 晋 也	日本橋兜町1-10日証館2階
		丹生ビル2階			税理士法人アセットプライム
8月22日	コ ジマケン タ ロウ 小嶋健太郎	電話 090-4623-2425	9月24日	カワサキ メ グ ミ 川崎めぐみ	電話 6661-2174
		〒103-0025			〒103-0012
8月22日	ミネ ギン シゲ オ 峰 岸 茂 雄	日本橋茅場町2-4-10	9月24日	カワサキ メ グ ミ 川崎めぐみ	日本橋堀留町2-3-8
		大成ビル7階			田源ビル4階
8月22日	フジ サワ ヨシ フミ 藤 沢 佳 文	露木正人税理士事務所	9月24日	オオ イシ トモ ヤ 大 石 友 也	税理士法人エーピーエス
		電話 6810-7902			電話 5643-2775
8月22日	マツ モト ヒロ アキ 松 本 洋 明	電話 103-0001	9月24日	オオ イシ トモ ヤ 大 石 友 也	〒103-0027
		日本橋小伝馬町16-5			日本橋2-1-3
8月22日	フク ダ シゲ ミ 福 田 茂 実	新日本橋長岡ビル10-A号室	9月24日	ミズ ノ タケ ル 水 野 竹 流	アーバン ネット 日本橋二丁目ビル3階
		電話 090-4948-2695			税理士法人高野総合会計事務所
8月22日	マツ モト ヒロ アキ 松 本 洋 明	電話 103-0022	9月24日	ミズ ノ タケ ル 水 野 竹 流	電話 4574-6688
		日本橋室町1-13-4			〒103-0027
8月22日	ノ ズエ ヒデ オ 野 末 英 男	ムロマチ齋藤ビル6階	10月10日	ユ ヤマ ケイ タ 湯 山 啓 太	日本橋1-7-11
		電話 3231-0238			日本橋東ビル
8月22日	マツ バヤシ ケイ コ 松 林 恵 子	東日本橋3-8-3	10月10日	ユ ヤマ ケイ タ 湯 山 啓 太	島津会計税理士法人
		東日本橋コーポラス603号室			東京事務所
8月22日	シマ 島 コウスケ 島 康 介	電話 6661-1709	10月11日	ヤ ノ タツ ヒロ 矢 野 龍 太	電話 3527-9981
		〒103-0004			〒103-0007
8月22日	マツ バヤシ ケイ コ 松 林 恵 子	日本橋3-8-1	10月11日	ヤ ノ タツ ヒロ 矢 野 龍 太	日本橋浜町1-3-13
		東日本橋コーポラス602号室			レジディア日本橋浜町404
9月5日	シマ 島 コウスケ 島 康 介	電話 6884-0798	10月23日	ミヤ タ スグル 宮 田 卓	電話 090-1478-2751
		〒103-0024			〒103-0027
9月5日	シマ 島 コウスケ 島 康 介	日本橋小舟町7-1	10月23日	ミヤ タ スグル 宮 田 卓	日本橋3-4-14
		カッラビル2階			八重洲N3ビル8階
9月5日	シマ 島 コウスケ 島 康 介	電話 5843-6980	10月23日	ミヤ タ スグル 宮 田 卓	税理士法人中野会計事務所
		〒103-0005			東京事務所
9月5日	シマ 島 コウスケ 島 康 介	日本橋久松町6-8-201	10月23日	ミヤ タ スグル 宮 田 卓	電話 3279-7716
		税理士法人アタックス			〒103-0027
9月5日	シマ 島 コウスケ 島 康 介	東京支店	10月23日	ミヤ タ スグル 宮 田 卓	日本橋3-13-5
					KDX 日本橋313ビル2階
9月5日	シマ 島 コウスケ 島 康 介		10月23日	ミヤ タ スグル 宮 田 卓	ベンチャーサポート税理士法人
					日本橋オフィス
9月5日	シマ 島 コウスケ 島 康 介		10月23日	ミヤ タ スグル 宮 田 卓	電話 6265-1681
					〒103-0027
9月5日	シマ 島 コウスケ 島 康 介		10月23日	ミヤ タ スグル 宮 田 卓	日本橋2-1-3

	アーバン ネット 日本橋二 丁目ビル3階 税理士法人高野総合会計事務所 電話 4574-6688		日本橋本町4-11-8 日本橋本町RSビル201号室 電話 6661-2925
10月23日	アベ マイコ 阿部麻衣子	8月21日	芝支部より シマ ヤ シュウ イチ 島谷 秀一
	〒103-0022 日本橋室町1-9-12 共同ビル4階 細沼謙久税理士事務所 電話 6263-0881		〒103-0011 日本橋大伝馬町13-7 日本橋大富ビル206 電話 090-6942-4064
10月23日	アリ マ ヨシ ノリ 有馬 義憲	8月22日	芝支部より フル サウ マサル 古澤 卓
	〒103-0022 日本橋室町1-11-6 サンパティーク日本橋三 越前504号室 電話 080-2035-0168		〒103-0027 日本橋2-15-8 紅葉川ビル301 電話 080-5653-8515
11月15日	ヤマ ハタ ケイ タ 山 端 慶 太	9月3日	渋谷支部より カワ ジ ヒサ ユキ 河 治 寿 幸
	〒103-0027 日本橋3-4-15 八重洲通ビル5階 税理士法人東京シテイ 税理士事務所 東京駅前支店 電話 6870-3462		〒103-0027 日本橋2-1-14 日本橋加藤ビルディング7階 税理士法人レコルテ 電話 5200-1638
11月19日	ナガ カワ シュウ ゴ 永川 周 吾	9月25日	江東東支部より トミ ハラ オリ エ 富原 織 恵
	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-29-5 白鳥ビル2F 電話 090-6158-4905		〒103-0025 日本橋茅場町1-13-13 七宝ビルディング9階 井上智宏税理士事務所 電話 6661-9906
11月19日	エ モト タク ヤ 江 本 卓 也	9月27日	京橋支部より カス ガ イ ト モ ハ ル 春日井智晴
	〒103-0026 日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル5階 電話 090-8582-6649		〒103-0013 日本橋人形町2-13-9-7階 税理士法人HOP 電話 5614-8700
〈転入〉			
7月1日	四谷支部より マキ タ トシ ヒロ 横田 俊 裕	10月1日	四谷支部より オオ モリ ケイ コ 大森 恵 子
	〒103-0013 日本橋人形町3-7-9-802 電話 5843-6773		〒103-0022 日本橋室町1-6-3 山本ビル9階 室町税理士法人 電話 3516-6331
7月1日	四谷支部より ス ナイ シゲ ユキ 巢内 繁 行		
	同 上 電話 5843-6771		
7月4日	京橋支部より シュ ナオ ヒロ 朱 尚 洋	10月1日	神田支部より モリ フジ トシ アキ 森 藤 利 明
	〒103-0004 東日本橋2-22-2 ES林ビル5階 電話 5839-2115		〒103-0005 日本橋久松町10-10 丸亀久松町ビル4階 名古屋税理士法人 東京事務所
7月14日	向島支部より ワタ ナベ キヨシ 渡 邊 潔	10月2日	蒲田支部より コ バヤシ ユ カ 小 林 有 加
	〒103-0023		〒103-0022

	日本橋室町1-6-3	電話 4574-6688
	山本ビル9階	京橋支部より
	室町税理士法人	11月14日 藤井泰之 フジ イ ヤス ユキ
	電話 3516-6331	〒103-0004
	渋谷支部より	東日本橋2-28-4
10月7日	白石竜平 シライシ リョウヘイ	日本橋CETビル2階
	〒103-0027	電話 5843-4581
	日本橋2-16-13	〈事務所電話番号登録〉
	ランディック日本橋ビル1階	中島加登子 ナカジマ カヨコ
	佐藤幹雄税理士事務所	090-4720-3896
	電話 3510-7277	古賀裕明 コガ ヒロアキ
		050-5875-6537
		〈法人入会〉
	新宿支部より	7月5日 税理士法人宮木会計事務所
10月15日	多田浩一 タダ ヒロカズ	〒103-0007
	日本橋浜町2-42-9	日本橋浜町3-1-6
	アイデン浜町6階	電話 3669-1343
	税理士法人田中会計	7月5日 税理士法人布川税務会計事務所 東京事務所
	電話 3664-6711	〒103-0006
	新宿支部より	日本橋富沢町11-6
10月15日	渡辺一輝 ワタナベ カズキ	英守東京ビル7階
	同上	電話 5652-6236
	八王子支部より	
10月17日	進藤範彦 シンドウ ノリヒコ	7月18日 税理士法人令和会計社
	〒103-0013	〒103-0027
	日本橋人形町1-5-6	日本橋1-4-1
	ナカハナビル5F	電話 3231-1858
	電話 090-6040-2177	9月12日 税理士法人野村会計 東京オフィス
	麻布支部より	〒103-0014
10月29日	崔慧琦 サイ ケイキ	日本橋蛸殻町1-25-5-1001号
	〒103-0013	電話 080-4132-7289
	日本橋人形町3-3-5	9月12日 れいわ税理士法人
	天翔日本橋人形町ビル702号	〒103-0022
	電話 5643-2570	日本橋室町3-3-1
	玉川支部より	電話 3231-1936
10月29日	野崎孝幸 ノザキ タカユキ	10月7日 税理士法人渡辺会計
	〒103-0001	〒103-0022
	日本橋小伝馬町16-5-9階	日本橋室町1-8-2
	電話 090-4123-2847	末広ビル5F
	麻布支部より	電話 3279-2820
11月12日	兒玉久美 コダマ クミ	10月15日 税理士法人アタックス 東京事務所
	〒103-0027	〒103-0005
	日本橋3-2-14	日本橋久松町6-8-201
	日本橋KNビル2階	電話 6879-1900
	電話 050-3701-7302	10月15日 税理士法人田中会計
	新宿支部より	〒103-0007
11月12日	高木佳代子 タカギ カヨコ	日本橋浜町2-42-9
	〒103-0027	アイデン浜町6階
	日本橋2-1-3	
	アーバンネット日本橋	
	二丁目ビル3階	
	税理士法人高野総合会計事務所	

電話 3664-6711

〈法人転入〉

神田支部より

7月4日 税理士法人さくら税務 日本橋支店

〒103-0027

日本橋2-3-21

八重洲セントラルビル7階

電話 4405-0046

神田支部より

10月1日 名古屋税理士法人 東京事務所

〒103-0005

日本橋久松町10-10

丸亀久松町ビル4階

電話 6261-7646

〈事務所住所変更〉

宮木康之

〒103-0007

日本橋浜町3-1-6

税理士法人宮木会計事務所

宮木栄二

同 上

利見健

同 上

芦塚泰

〒103-0028

八重洲1-5-17

八重洲香川ビルディング8階

小野和之

同 上

中村樹

〒103-0027

日本橋1-4-1

税理士法人令和会計社

電話 080-4187-8371

伊藤淳

同 上

金日永

〒103-0014

日本橋蛸殻町1-30-12

日本橋太閤ビル102号室

堀切徹也

〒103-0011

日本橋大伝馬町13-7

日本橋大富ビル3F

電話 5776-3604

弓岡万洋

〒103-0027

日本橋1-4-1

税理士法人令和会計社

電話 080-4087-8371

繁野径子

同 上

小泉秀樹

同 上

電話 3231-1858

平山由美子

同 上

カイ	セ	ヒロ	アキ	同	上
海	瀬	浩	昭	同	上
シマ	オ	タケ	ヒト	同	上
島	尾	嶋	恵	同	上
川	嶋	嶋	ミチ	同	上
スガ	ワラ	カズ	道	同	上
菅	原	一	洋	同	上
ニシ	川	康	介	同	上
マス	増	俊	ノリ	同	上
アサ	荒	木	秀	同	上
朝	日	大	輔	同	上
ミズ	水	村	陽	同	上
オオ	大	木	健	同	上
タケ	竹	浪	善	同	上
ミズ	水	野	貴	同	上
タ	田	淵	安	同	上
カシワ	柏	熊	尚	同	上
ミヤ	宮	本	スグル	同	上
コ	小	泉	乃	同	上
カミ	上	村	明	同	上
タ	田	口	英	同	上
ミヤ	宮	本	健	同	上
フジ	藤	田	健	同	上
クジラ	鯨	井	久	同	上
ス	須	賀	真	同	上
シロ	城	田	圭	同	上
ヤマ	山	田	溪	同	上
カワ	川	端	隆	同	上
スズ	鈴	木	勝	同	上
サ	佐	竹	勇	同	上
ハナワ	塙	武	久	同	上
アジ	味	岡	貴	同	上
カワ	河	合	雅	同	上
オ	小	保	方	同	上
ヨコ	横	尾	篤	同	上
エン	遠	藤	諒	同	上
イ	伊	藤	英	同	上
オオ	大河	内	源	同	上
イシ	石	坂	貴	同	上
カド	門	脇	頼	同	上
テラ	寺	本	篤	同	上
カキ	柿	崎	達	同	上
フジ	藤	川	純	同	上
カナ	金	森	泰	同	上
ヤマ	山	田	雅	同	上
モリ	山	田	弘	同	上
ヤマ	山	田	也	同	上

日本橋室町3-3-1

〒103-0022

日本橋室町3-3-1

れいわ税理士法人
電話 3231-1936
温井 徳子 ス ク イ ノ リ コ
〒103-0027
日本橋3-7-7
小村ビル5階
渡邊 稔 ワ タ ナ ベ ミ ノ ル
〒103-0022
日本橋室町1-8-2
末広ビル5F
税理士法人渡辺会計
電話 3279-2820
高橋 晃 タ カ ハ シ ア キ ラ
〒103-0013
日本橋人形町1-7-10
ツカコシビル8階
電話 5649-5228
同上
同上
佐藤 義 サ トウ ヨシ
〒103-0012
日本橋堀留町1-6-3-211号
〒103-0025
日本橋茅場町3-3-9
坂詰ビル4階
田中 巖 タ ナ カ イ ワ オ
〒103-0007
日本橋浜町2-42-9
アイデン浜町6階
税理士法人田中会計
電話 3664-6711
古屋 武司 フル ヤ タケ シ
〒103-0026
日本橋兜町17-2-4F
電話 6861-9052
江原 均 エ ハ ラ ヒ ト シ
〒103-0014
日本橋蛸殻町1-9-7
大間知ビル2階
福永 浩二 フ ク ナ ガ コウ ジ
〒103-0027
日本橋3-1-2
NTA日本橋ビル10階
福永浩二税理士事務所
電話 3272-8598

〈法人事務所住所変更〉

7月9日 税理士法人八重洲総合事務所
〒103-0028
八重洲1-5-17
八重洲香川ビルディング8階
10月3日 税理士法人TNG それいゆ
〒103-0027

〈事務所電話番号変更〉

中島加登子 ナ カ シ マ カ ヨ コ 090-4720-3896
峰岸 茂雄 ミ ネ ギ シ シ ゲ オ 3527-2946
高橋 晃景 タ カ ハ シ ア キ ラ 090-4371-9735
今井 景 イ マ ケ イ 6264-9986

〈事務所名変更〉

野村 孟弘 ノ ム ラ タ ケ ヒ ロ
税理士法人野村会計 東京オフィス
藤本周二 フ ジ モ ト シ ユ ウ ジ

アネーラ税理士法人 東京事務所

〈税理士法人名変更〉

エスペランサ税理士法人 東京事務所



アネーラ税理士法人 東京事務所

〈転出〉

村山 尚 ム ラ ヤ マ ヒ サ シ 神田支部へ
森田 巨 モ リ タ ワ タ ル 北沢支部へ
齋藤 祐希 サイ トウ ユ キ 浅草支部へ
松浦 政文 マ ツ ウ ラ マ サ フ ミ 麹町支部へ
酒井 雄介 サ カ イ ユウ ス ケ 武蔵野支部へ
岡田 大作 オ カ タ ダイ サ ク 京橋支部へ
井上 武揚 イ ノ ウ エ タ ケ ア キ 神田支部へ
松崎 純輝 マ ツ サ キ ジ ユン キ 神田支部へ
三品 貴仙 ミ シ ナ タ カ ノ リ 京橋支部へ
伊藤 淳 イ トウ ジ ユン 京橋支部へ
新出 小百合 シン デ サ ユ リ 新宿支部へ
松崎 貴信 マ ツ サ キ タ カ ノ ブ 江戸川北支部へ
三箇 朋子 サン カ ト モ コ 芝支部へ
平野 亮太 ヒ ラ ノ リ ヨウ タ 足立支部へ
山本 恵子 ヤマ モ ト ケ イ コ 京橋支部へ
中岡 真 ナ カ オ カ マ コ ト 大森支部へ
東 埜 優 ヒガ シノ マサル 浅草支部へ
平野 嘉重 ヒ ラ ノ ヨ シ シ ゲ 浅草支部へ
真崎 健太郎 マ サ キ ケン タ ロウ 麹町支部へ
小澤 悦子 コ サワ エ ツ コ 麹町支部へ
鳥川 拓哉 トリ カワ タ ク ヤ 新宿支部へ
小泉 秀樹 コ イズ ミ ヒ デ キ 京橋支部へ
河野 拓 コウ ノ タ ク 渋谷支部へ
田口 良江 タ グ チ ヨ シ エ 足立支部へ
渡邊 正樹 ワ タ ナ ベ マ サ キ 京橋支部へ
高須 洋幸 タ カ ス ヒ ロ ユ キ 目黒支部へ
石井 宏和 イ シ ヒ ロ カ ズ 神田支部へ

アオ 青木 門脇 下坂 下坂 相澤 石井
 キ 木 脇 下 下 澤 井
 ツグ 継 頼 明 弘 博
 ノリ 徳 介 明 子 博
 ヲ 日野支部へ
 ヲ 麹町支部へ
 ヲ 渋谷支部へ
 ヲ 渋谷支部へ
 ヲ 麹町支部へ
 ヲ 豊島支部へ

〈退会〉

マル 丸山 蛭田 大塚 須賀 阿辻 清水 神奴 宮崎 内藤 東原 小宮 勝又
 ヤマ 山 田 塚 貝 辻 水 奴 崎 藤 原 宮 又
 ナオ 直 博 武 男 信 敏 健 拓 磨 刀 二 譲
 ヤ 哉 博 男 信 敏 健 拓 磨 刀 二 譲
 ヲ 千葉県会へ
 ヲ 関東信越会へ
 ヲ 業務廃止
 ヲ 業務廃止
 ヲ 業務廃止
 ヲ 業務廃止
 ヲ 業務廃止
 ヲ 業務廃止
 ヲ 業務廃止
 ヲ 千葉県会へ
 ヲ 東京地方会へ
 ヲ 東京地方会へ
 ヲ 東京地方会へ

〈法人会員転出〉

税理士法人フィールド

浅草支部へ
 税理士法人平成会計社
 京橋支部へ
 坂下国際税理士法人
 渋谷支部へ

〈法人会員退会〉

税理士法人田中会計 中央谷本事務所
 廃止
 室町税理士法人
 解散

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

増田 昌弘 昭和8年9月23日生まれ 85歳
 令和元年6月25日死亡
 神 蔵 勉 昭和7年1月9日生まれ 87歳
 令和元年9月20日死亡
 富永佐奈枝 昭和36年6月6日生まれ 58歳
 令和元年10月18日死亡

編集後記

支部会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。第158号の日本橋支部会報「にほんばし」をお届けいたします。まずは本号の各原稿執筆にご協力いただいた諸先生方に厚く御礼申し上げます。元号が平成から令和へと変わり、昨年は消費税率が8%から10%に増税され、合わせて軽減税率制度も導入されました。我々の業務もそうですが、中小企業者の事務負担は

相当煩雑になっております。税の三原則である「公平・中立・簡素」とはかけ離れた税制になりつつあるように感じます。

会報「にほんばし」ではみなさんと支部情報を共有し、また研究論文等を通じて実務に役立つような勉強が出来るよう、今後も広報部一丸で頑張る所存です。内容について何かリクエストがありましたら、ご一報下さい。今後ともよろしくお願い致します。

E.K (小山栄一)



日本橋税務署からのお知らせ

令和元年度確定申告期における税務署等の閉庁日対応の実施と合同会場について

東京国税局管内の税務署等では、令和元年分確定申告期においても、以下の通り閉庁日対応の実施をすることとしました。

1 閉庁日対応を行う税務署等

都県	税務署等
千葉県	千葉東、千葉南、千葉西、 <u>市川</u> 、船橋、 <u>木更津</u> 、松戸、 <u>成田</u> 及び柏税務署
東京都	杉並、荻窪、豊島、板橋、葛飾、八王子、武蔵野、武蔵府中、 <u>町田</u> 、日野及び東村山税務署
	合同会場（対象署： <u>麹町</u> 、 <u>神田</u> 、 <u>日本橋</u> 、 <u>京橋</u> 、 <u>芝</u> 、 <u>麻布</u> 、 <u>小石川</u> 、 <u>本郷</u> 、 <u>東京上野</u> 、 <u>浅草</u> 、 <u>本所</u> 、 <u>向島</u> 、 <u>江東西</u> 及び <u>江東東</u> 税務署）
	合同会場（対象署：品川及び荏原税務署）
	合同会場（対象署：四谷、新宿及び中野税務署）
	合同会場（対象署： <u>目黒</u> 、 <u>世田谷</u> 、 <u>北沢</u> 、 <u>玉川</u> 及び <u>渋谷</u> 税務署）
	合同会場（対象署：大森、雪谷及び蒲田税務署）
	合同会場（対象署：王子及び荒川税務署）
	合同会場（対象署：練馬東及び練馬西税務署）
	合同会場（対象署：足立及び西新井税務署）
神奈川県	横浜南、神奈川、戸塚、緑、川崎南、川崎北、川崎西、横須賀、平塚、鎌倉、藤沢、小田原、相模原、厚木及び大和税務署
	合同会場（対象署：鶴見、横浜中及び保土ヶ谷税務署）
山梨県	甲府税務署

（注）1 下線部分は、税務署庁舎外の申告書作成会場で閉庁日対応を行う税務署を示す。

2 閉庁日対応を行う税務署庁舎外の申告書作成会場及び合同会場の所在地等については、（参考）のとおりである。

3 荏原、大森、雪谷、荒川、練馬西、西新井、江戸川南、青梅及び下線部分の税務署の庁舎では執務を行わない。

2 閉庁日対応を実施する日

令和2年2月24日（月）及び3月1日（日）

3 対応業務

確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受

※ 会場は、大変混雑しますので、e-Taxでの申告がおすすめです。

○ 令和元年度分の確定申告期における e-Tax 及び e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について

e-Tax の利用可能時間(送信可能時間) **令和2年1月6日(月)～令和2年3月31日(火)**
全日(土日祝日を含む。)24時間(メンテナンス時間を除く。)

（注1）1月6日（月）は8時30分からご利用いただけます。

（注2）メンテナンス時間は、毎週月曜日午前0時～午前8時30分および3月22日（日）の終日を予定しております。

※ 3月16日（月）は終日ご利用いただけます。

（注3）3月21日（土）は、終日マイナポータルとの連携はできません。



確定申告

検索

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金は2019年10月1日から **時間給1,013円** に改正されました。

- ※ 東京都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- ※ お問い合わせ先
 - ・ 東京都労働局労働基準部賃金課 TEL03-3512-1614 (最低賃金について)
 - ・ 東京働き方改革推進支援センター TEL0120-232-865 (最低賃金及び業務改善助成金について)
 - ・ 事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係(キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金について)

広報部長 増田 和弘

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は令和元年10月1日から
時間額1,013円に改正されます(改正されました)。

- ※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。
 - ※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。
- ＜問合先＞

東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 (TEL03-3512-1614 (直通))

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

業務改善助成金について

東京働き方改革推進支援センター (TEL0120-232-865)

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)・人材確保等支援助成金について

事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク
助成金事務センター助成金第二係

多彩な事業で 事務所の繁栄をお手伝い

ご利用ください、東税協の事業

書籍等の購入

税理士業務に関する専門書店「直営売店」

事務所業務をサポート

報酬自動支払制度
関与先向け集金代行サービス
東税協リース・オートリース
パーキング・カーリース事業
不動産情報サービス事業
相続・事業承継支援事業
M&A仲介サービス
トナーカートリッジ斡旋事業
研修事業
AFP資格取得研修事業
オフィス用品割引サービス
オフィス用家具等の斡旋
書類保管サービス

中小企業の共済制度を活用

小規模企業共済制度
中小企業倒産防止共済制度
(経営セーフティ共済)
中小企業退職金共済制度(中退共)

もしもの時に備える

税理士年金(東税協年金)
集団扱自動車保険
集団扱火災保険
東税協ファミリーガード保険
ゴルフアーズ保険
取引信用保険(共同被保険者方式)
日本税協連「優Youプラン」

生活をサポート

税理士DCカード
税理士・MUFGカード・プラチナ
・アメリカン・エクスプレス・カード
京王クレジットカード
タカシマヤカード《ゴールド》
ドクターオブドクターズ・クラブ
紛失物回収サービス
仏壇・仏具斡旋事業
百貨店優待制度
各種返礼品等のご優待
ゴルフ会員権売買斡旋事業
住宅メーカー斡旋事業
分譲マンション斡旋事業
紳士服斡旋事業
オーダースーツ斡旋事業
結婚相談サービス

組合が推進する保険事業

経営者大型保障プラン
事業総合傷害保険(あんしん財団)
全税共の主な事業
VIP大型総合保障制度
全税共年金
会員サービス等
税理士VIP代理店制度

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008
直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

そうだ、「日税」に聞こう！

事業承継・M&A

先生と一緒に関与先の
問題解決に当たります！

不動産の相談

売買・相続対策・
有効活用等

保険の有効活用

事業保障・
役員退職金準備等

様々な集金業務

税理士事務所の顧問料、
関与先の集金、支部会費等

最新知識の習得 職員教育

各種研修

関与先のお困りごと

事務所の運営

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、私たち日税グループは 1972 年の創業以来、各種商品やサービスを
ワンストップでご提供してまいりました。

どんなに時代が変わっても、私たちの想いは変わることはありません。
これまでも、そしてこれからも、税理士先生とその関与先様のために――。



日税グループ

日税ビジネスサービス
TEL.0120-155-551

日税不動産情報センター
TEL.03-3346-2220

日税共栄会保険代行
TEL.0120-922-752

日税サービス
TEL.0120-312-112

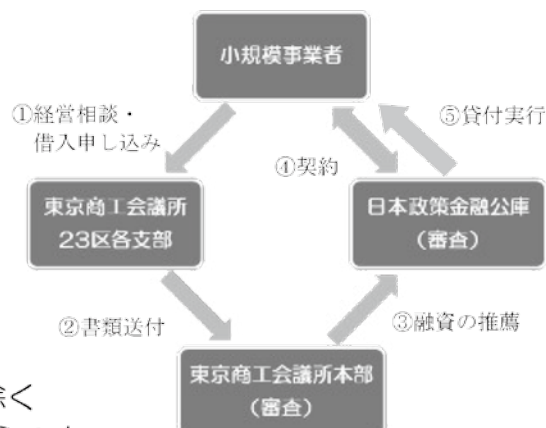
日税経営情報センター
TEL.03-3345-0600



[小規模事業者向け] 無担保、無保証人、低利の公的融資制度

国の融資制度(マル経融資)のご案内

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推薦を行います。
- ・安心して借入ができる
国(日本政策金融公庫)の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。
信用保証協会の保証も不要です。



融資対象

- ・パート・アルバイト・派遣社員・役員を除く従業員20名以下(※)の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は5名以下(宿泊業・娯楽業は20人以下)
- ・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している方

融資限度額

2,000万円

返済期間

運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

資金使途一例

●設備資金

・パソコン・プリンター・
会計ソフトの入れ替え
・事務所移転時の什器
購入費用や敷金 等

●運転資金

・給与・ボーナスの支払
・諸経費の支払 等

担保・保証人

不要(信用保証協会の保証も不要)

融資利率

年 1.21% (2019年11月1日現在)

※中央区の利子補助制度があります。
一定の要件がございます。

(注) 審査の結果、ご希望に沿えないこともあります。

※融資限度額・返済期間の取り扱いは、2020年3月31日まで
(日本政策金融公庫受付分)となります。

※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

【経営に関するお悩み承ります】

◇ 税理士による無料法律相談
第2火曜日

◇ 弁護士による無料法律相談
第3火曜日

午後1時～4時(1回30分)

要予約・電話にてご予約ください

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話:3538-1811



第34回
令和元年10月19日

カラオケ発表会



▲ゲスト 多摩幸子



アウトドア部



▲柏の葉リレーマラソン大会



▲高尾山登山

東京税理士会野球大会 5 連覇



納税表彰式



税を考える週間



新入会員業務説明会



第一ブロック支部連絡協議会

